

新潟県

公民館月報

昭和52年9月号

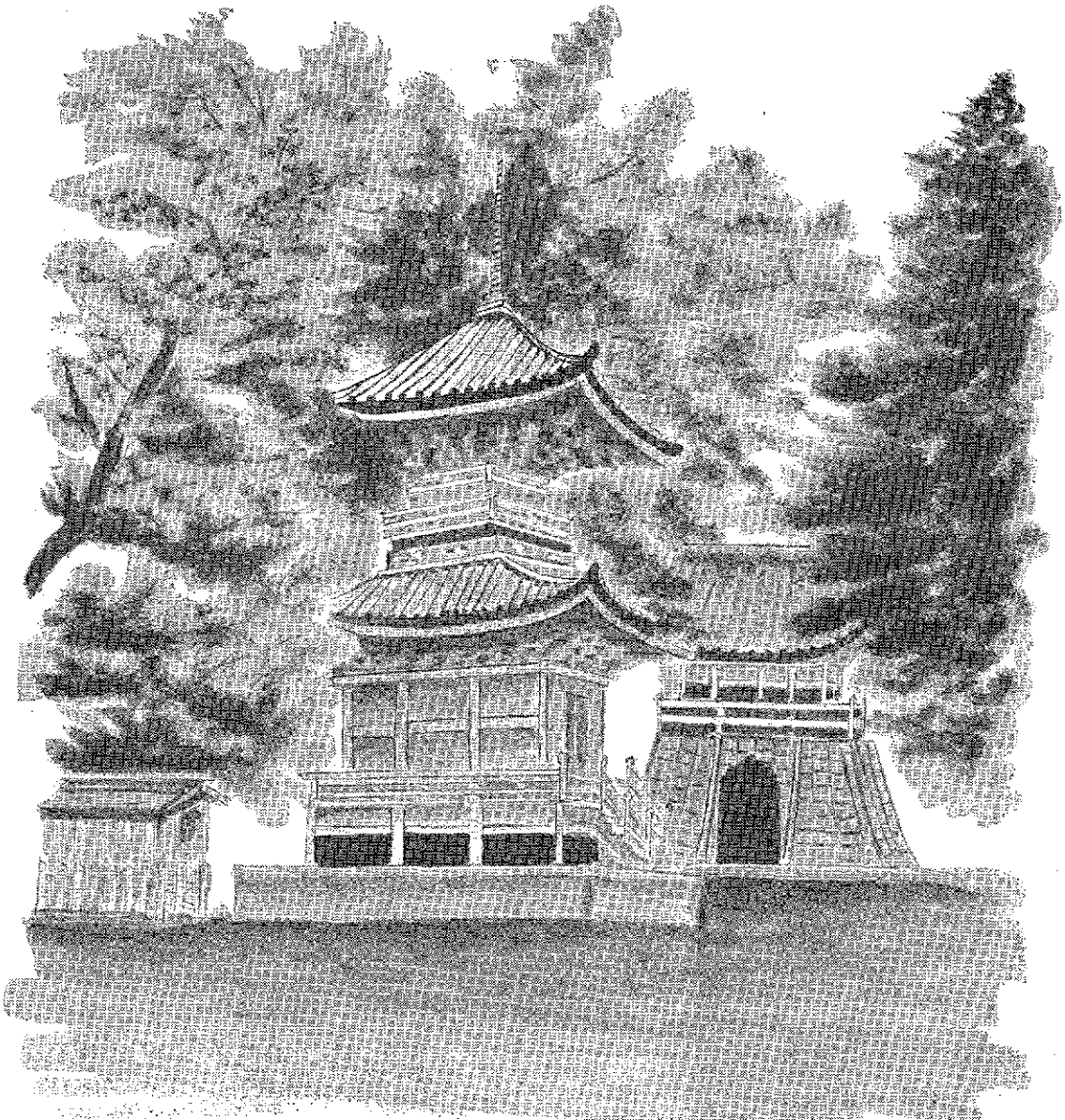
発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内】
【電話・(新潟) 6111 内線 326】【振替新潟
4094】

発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田 清

【定価1部 70円 年価 840円】

きたる十月十二・三日は全国公民館(新潟)大会です。



法華宗総本山本成寺

三条市には見るべきものが少ない。文化財にしろ、風物にしろ数えるほどしかない。しかしその中で案内できるものといえは本成寺でしょう。

法華宗総本山本成寺は、今を去る六百八十余年前、日蓮聖人の法孫日印上人が創建されました。上人は永仁五年白牛に聖籠を駄して故国布教のために三条に至ったとき、白牛は膝を屈して動かなくなつたばかりでなく、その傍から清水が湧き出て、そこに青蓮華が生じたということです。上人は深く感激せられ、ここに庵室を設けて布教の基地と定めしました。

本成寺には天下三双と称せられる小宋宗舟の屏風を始めとし数百点の宝物があります。

また伽藍は全国に稀に見る七堂大伽藍の美を有し、聖域内にある塔頭十箇寺と共に刮目するものがあります。行事も多々ありますが、二月三日の節分行事、鬼払い踊り豆まきは全国的にも珍らしいものです。

絵と文——三条市中央
公民館長 木村 綱介

関公連(静岡)大会から

大会決議

公民館が生涯教育の中心施設として、社会に貢献していくためには、いま一番大切なものとして人間性の回復と新しい連帯感を培うことである。

合理性と経済性ばかりが追求されつつある現代、地球上の資源不足と人口増加の問題を踏まえて、自然のなかに「心」を見出そうとして、それを愛し、物のなかに「心」を見出そうとする、営みをたすけることが公民館の今日的役割である。

公民館革創のころの「一偶を照らすもの」としての「コミュニティ」づくりと、「一灯を掲げるもの」としての「生涯教育の態勢づくり」をいまこそ高くかざして推進するときにある。

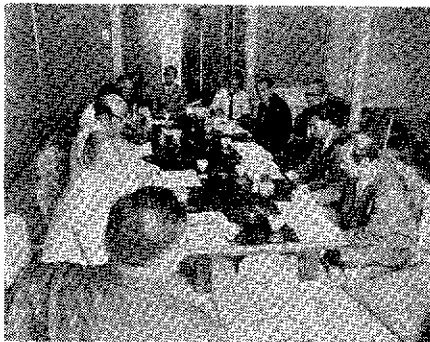
第18回、関東甲信越静岡公民館大会は、これらの認識を新たにし、いまわれらなにをなすべきか、を探求し、そのために次のことを要望し大会決議とする。

記

1. 社会教育法を改正し、公民館を義務設置とし、公民館職員の身分資格を明確にするとともに、常勤専任の公民館主事を必置制とすること。
2. 公民館職員の研修制度を確立し、その参加を促進すること。
3. 公民館施設費補助 100 億円を絶対確保すること。
4. 公民館における生涯教育事業促進費を増額すること。

昭和52年9月2日

第18回関東甲信越静岡公民館大会



意気盛ん市町村長部会



圧巻・市町村長分科会

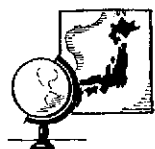
教育長も教育される

さる九月二日の両日、第十八回関東甲信越静岡公民館大会が、静岡県伊東市立西小学校、ホテル大宮荘、伊東園ホテルで開催された。参加者は十一都県約四百余名、本県からは石井会長以下十四名が参加。研究主題「生涯学習の態勢づくり」と新しい「コミュニティ」の役割、機能はどうあるべきかについて、それぞれ四部会、九分科会に分かれての討議に加わった。ここの行財政部会には「市町村長分科会」が特設され「新しいコミュニティづくりの役割」についての公民館への提言が、参加した市町村長により論議された。そのなかで焼津市、服部毅二市長は、焼津市の態勢を紹介「焼津市では将来焼津市を背負って立つような若い人材を館長に位置づけ、バリバリやってもらっている」というような内容とか。

岐阜県川島町、関正剛町長は「公民館活動は一般財のサイド長」も「現在では、また公民館に熱心になる市町村長はほむほむと見られてはいるが、その輪は大きく広がると思うし、そういう方向で努力していきたい」と語っていた。同分科会に参加していた教育長に対し、司会者がさかんに発言をうながしたが、結局は市長・町長連が一方的にリードし、教育長は教育される立場になっていた。

夕食は全参加者が一堂に会しての懇親パーティとなり、這例の各県ごとの余興がくりひろげられた。

第二日も、ひきつづいて分科会討議、全体会抜きで分科会ごとに別稿のよきな大会決議を採択して散会した。



みんなの力で成功させよう
 全国公民館(新潟)大会は目の前です

公民館創立の先達

②

寺中作雄氏の講演要旨から

をもたせた、ということは言えるんじゃないかと思えます。

<公民館の財政>

次に予算の話になりますが、公民館の構想は出たけれど、公民館の要綱のなかにも書いておりますように、公民館の経費は、誰れがもつのか、地方にも何もないわけですから、自主的な住民の力で、盛りあげるんだ、だからお金の関係も、皆んな地方の力で、自主的な運営をやるんでなくて、意味がないんだというようなことをしきりに強調したわけでも。青年達は、我々の力で、我々の努力で、公民館を打ち立てるんだ、という涙ぐましい様な運動や、活動がありまして、例えば、北海道のある村で、青年が北海道の花を買って、地方に売りに行って、公民館建設の基礎にしよう、というような運動もございました。昭和21年に、公民館を発表したわけですが、早速その年から、予算の交渉がはじまりまして、そしてただ何んにも予算がなくて、気持としては、自主的に立ちあがれとっておりますが、何がしかの政府の予算が、いわゆる補助金の予算がなければ、これはやれといてもやり様がないわけで、大いに予算交渉に私も努力した由けであります。しかし、何んといっても、非常に広漠たる公民館の構想で、何しろ続けただけ日本に何も無いという時期に予算を要求する声は強い、従来の実績のない様な予算は一切認められない、大蔵省も認めてくれるという意向は全然ありませんでした。その時に、各地方で青年団の団誌をつくっております、その中に「我々の郷土の建設は公民館の建設から」というようなことを、書いてある雑誌がありますが、それをとりあげて大蔵省の主計官のところにもっていき、こういうふうに地方では、公民館の普及がすすんでいる、盛んである。こういう状況であるから、少し考えてもらいたい、と交渉の道具に使ったこともあります。ちょうど、昭和21年の11月に新憲法が出て、昭和22年5月に施行されるという時期に、公民館がはじまったわけですから、この新憲法の普及をすることが、国の重大な仕事であり、この憲法普及の仕事は、一体誰れがやるのかといえは、青年層ではないか、従来の人にはもう頭が古い、とにかく生き生きした、新鮮な勢力によって、新憲法の普及をするのだ、その第一着手は、地方の公民館の建設にはじまるのだ、という意味で、公民館の仕事は、新憲法の普及が中心だ、ということをごじつけまして、青年団にその仕事をやらせる、ということで第1回の公民館の補助金を確保したわけでありまして。確か300万円か500万円だったと思いますが、もっとも今の金額と違いますから、大した金であったかどうか判りませんが、とにかくその位の予算を、新憲法の普及とひっかけて、公民館の予算をとったということは、いわば非常に成功であったといえます。

しかしそんなことで、満足するわけにもいかないし、またそんなことでは、公民館の発展もとうてい望めないし、毎年毎年努力を続けてまして、今日は50億円になっておりますし、政府が補助し、府県でも補助する、ということになりました。それで公民館の充実発展のためにも、どうしてもこれを法制化しなければならないということが出て来たわけでありまして。

<公民館の法制化>

公民館の法制化は、昭和24年の5月であった、と思えますが、何しろ文部省のいろいろな規程、学校の関係や、その小学校令、中学校令といった、その他のものにしても、いわゆる衆議院を通過した、一般の国会の了承をえた法律ではなかったわけでありまして。皆、勅令の形で出ておりまして、文部省はほとんど法律と関係ない、いわゆる国民の利害と直接関係あるものは法律で行なわなければならないわけですが、学校令は上からの天下りの制度であるというような考え方で、全然国会の関係がなかったわけですね。ですから、新たに学校教育法とか、その他の法律をつくらなければならない、事情にありましたが、社会教育というのは、これはむしろ法律のワクをはづした、いわゆる自由闊達に、融通無下に動かすものであるから、法律というもので社会教育というものをしぼるということは見当違いではないか、という意見も相当あったと思えます。私自身も、社会教育について、果たして有効な法律がつかれるであろうか、ということ非常に疑問にも思った点もございまして。しかし、文部省の仕事が全て法律を基礎にして、打ちたてられていくという時期に、社会教育は自由な行政であってこれはほおっておく方が良くない、ということでは、いっこうに予算も来ないし、その事業の発展を望めない。つまり社会教育の自由を確保するためには自由を拒むものに対する、拘束を打ちたてることによって、社会教育の発展をはかるのだ、という意味で社会教育に法律を基礎づける必要があるということを感じました。その意味で、昭和23年の秋ごろから法案の研究をはじめました。その時に、教育刷新委員会が出来ていましたが、その委員会の第7特別委員会というのが、社会教育部門で、東大の戸田先生が委員長でやってもらいましたが、そこで戦後の社会教育の刷新、確立という意味で、公民館というものを、大いに発展させていかなければならないという決議をしてもらったわけで、それを基礎に、法律をつくらう、ということになったわけでありまして。その案を、30回か40回書き直して、昭和23年の国会がのびて、昭和24年の春になったのですが、法案を出すことになりました。社会教育法の中に、公民館という章を設けて入れたわけですが、社会教育法の中核は、公民館を中心にするということになったわけで、事実この法律の中味は、公民館のところか、多少内容のあるだけで、他は大したものではない。他は社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、通信教育の六つの章になったわけでありまして。しかし、この法案を国会で通過させるのも、なかなか骨であったわけで、新しい憲法による新しい国会、が成立して全て新しくなるわけでありまして、社会教育というような、非常にかわった分野における法律、これがどう言う形でできるのか、そんなものは必要なのか、必要でないのか、議論をよんだと思えます。社会教育の関係では、万場一致でこれはすばらしいから法制化しなければいけない、といってくれる人はいないです。その為社会教育関係の法律は、いくつかつくりましたが、いつも社会教育の関係は半分が賛成で、半分が反対です。ことに国会というところは、与党は賛成、野党は反対する、というのは判りますが、与党の中にも反対があるし、野党の中にも賛成がある、という状況であります。

公民館創立のころ

＜社会教育のあり方＞

社会教育のあり方の問題ですが、さっきも申しましたように、文部省の行政の中には、社会教育はほとんど仕事らしい仕事をしていないと思いますが、地方に社会教育主事という人がいて、形式的には社会教育委員があって、そしてそれぞれ村の顔役の人を委員にして、青年の指導をやる、青年団の指導の中心になる人は、社会教育主事がある。青年団の教育が中心であったわけですが、これは大してお金もかからなく、むしろ根拠がなく、人にたよる教育であって、社会教育主事の有能なところは、青年教育も徹底する、その人が居なくなれば駄目になる。社会教育委員も、ただ顔だけ伸ばす人が、社会教育委員となって名刺をひけらかして歩く、ということでは意味がないわけで、私は人、と同時に施設、そして事業、というこの3つのものが本当に確立しなければならないということを感じたわけで、先ず施設をつくる。そして施設の事業をつくる。その事業をやる人をもつ、この3つのことを終戦で敗れたこの機会に日本の社会教育を復興するためにやらなければならない、ということを感じました。それも敗れた現状では、立派な施設をつくるということはやりがたいので、既存施設でよいから、小学校の跡を借りるのもよい、役場の跡でもよいので何か一つ施設を手に入れて、そこを中心にいろいろな事業を考える。社会教育の仕事ですから、先ず公民館の中心になるような講座をおく、それから産業の教育、或は厚生省の関係の教育、それと同時に文化の普及、教養の普及、我々の趣味とか、娯楽とか、にも関係した、明るい気持の良い、事業をどんどん発展させる。教育といえば、むづかしい説教ばかりされるのではかなわない。という気持がありますから、いわゆる娯楽、文化に関する、いろいろな講座、会合をもつ、という総合的な施設として、公民館をつくりたい、ということを感じたわけで、そのような考え方が一つになって、公民館の構想が浮かんで来て、昭和21年の新年号に発表したわけである。そういう意味では、文部省で従来扱う社会教育の考え方と非常に違って、或る程度親しみやすい、或る意味のミルクをもった構想であったかと、自分で思うわけがあります。それが昭和21年の7月に通達となって出たわけであり、この通達を出すについては、当時は全ての行政権を進駐軍がもっていたわけで、いわゆるG.H.Q.に、それぞれの担当官が来ていて、アメリカのまだ若い青年のネルソンが来ました。この人は当時25,6才であったが、アメリカのカンザス大学の博士課程の教育学部の学生であった。背の高い美男子で、私はそこによく行って、いろいろな話しを聞いたり、指示をうけて、それをやらざるを得ないので、何一つ指示を受けなくてやることはない。まあ一つ失敗話をいたしますと、そのネルソンさんが来る前は、教育部長のニューゼンさんしかいなかったの、新憲法の普及ということで、ポスターをつくるということになって、いろいろと文句を考えて、作ったのですが、文句ぐらいいはこれで良いんだらうと思っていましたが、その人によび出されて、ひどくしかられまして、そういうものは全部G.H.Q.の認可を受けなければならない。今まで作ったポスターを、全部廃棄しなければならぬといわれ今まで作ったポスターを全部回収して止めたことでもあります。このような時代でありまして、その後新しくネルソンが来ました。それをネルソンに見せると、ネルソンは非常に喜び、感激しまして、これは良

いものができた、社会教育はこれではなければならない、という賞賛したのです。それで公民館は“Citizens Public Hall”という名前でありました。つまり「市民の公館」という意味であります。それを各市町村につくる、それを今申しあげたような内容の教育をやる、ということで内容のある構想だということで、喜ばれたわけであり、それが文部次官通達となって、地方に出ますと同時に、G.H.Q.からも、民政部に対して、それが出まして、日本の社会教育はこの方針でやるのだ、皆んなも大いに協力しろ、という指示が出たのだらうと思いますが、それでなかには民政部の強いところでは、中には干渉がましく、公民館長は誰れがやれ、といった指示が出たようであったと聞いておりますが、公民館がアメリカの真似であろう、といわれたのはそういう事情もあったからであらうと思います。

その為に、私はアメリカに行きまして、公民館に類する施設がアメリカにあるのであろうかと思つて、見て回りましたが、1ヶ所だけ非常に公民館に似た施設で、その町村がやっておいて、非常に充実した仕事をしているところがありました、いわゆる文化センターという名前、日本の公民館の真似をしたのではないかと思うようなところがありまして、ネルソンさんも公民館を非常に支持したわけですからその為アメリカに帰つても、教育学部の先生で、自分の社会教育の主要論文にも、大いに取り入れたといっておりますが、公民館党であったわけであり、

＜公民館という名称＞

公民館という名前は、どういうことでできたのか、社会教育館でもよいではないか、とかいろいろありました。これは私からいわせれば、偶然に公民館という名前になったので、別に非常に考へてつけたわけではないのですが、自治の振興、それが日本建設の基礎になる、というような考え方から、先ず公民館の主体にしたいというような意味から、公民館という名前をつけたわけですが、それが法律にも入って、今や公民館といえば、だれでも知っているし、私の友達が地方から出てきて、どこかの村の公民館に泊めてもらいました、という話しも聞いて、公民館は別に宿屋ではないのですが、そのように使われる公民館もあるし、誰れでもが、公民館というものを気持よく、了解してもらっているという意味では、おもしろい気持を持ちました。

公民館という名前で、昭和7年に出版の本で、菅原亀五郎さんという人が「理想郷土の建設」というものを書いているのです。そのなかみは、公民館という名前で、いろいろ地方建設の理想形態を著述しているのですけれども、私はその菅原さんという人に会ったこともないし、本も読んでいないのですが、そういうものがあるということを知りました。公民館の構想そのものは、私のかかった独自の構想というのではなく、いわばだれでも考えることである、といえるかも知れません。そういう意味では、非常に奇異に感じる独自のものではないのですが、何しろ地方の振興、産業を中心にして立ちあがる、という時期に、この公民館の構想が出たということは、非常にショックを与えたということになります。ことに地方の青年層に非常に受け入れられて、我々の郷土の振興は、公民館でゆくのだ、ということが合言葉になって、北海道の果てから、九州の果てまで、非常に青年運動に大きな力

実践記録シリーズ

(29)

恒例化した芸能祭

子どもからお年寄りまで参加

「実践記録」のあれこれ、いろいろと反響を呼んでいます。あなたもぜひ書いてみてください。

能生町能生谷分館



熱演する人たち

日本の各地には古く、民謡保存会や民謡・民謡のグループが数々の芸能が伝わっており、それが民間あるいは民謡の言成にまで発展し、公民館もまたこれら保存会や民謡グループとして今も私たちが生活にうまいを享受している。

能生町にも古くから伝承されている多くの芸能があり、その一助として能生谷分館主催で、今年10月10日を迎えることになった。この芸能祭は、められた頃は唄ひ踊り終がれてい

また民謡のグループも少なく保存会の人たちや各地区の婦人會、保育園等によってプログラムが編成されていた。今ではこれらの団体の他に唄ひ踊りのグループが加わり、地域の人たちから好評を得ている。能生谷分館の区域は、十九郡落館、一、三〇世帯の広い地域で、これらの地区住民に一人でも多く参加してもらおうと、地区内の小・中学校を会場として毎年一回あて会場がまわっている。しかも期日は十一月三日、文化の日と決めており、この年、会場に当たった学校では文化祭を同時におこなうことになっている。この日は芸能祭と文化祭が併せておこなわれる関係上、ほとんど全地域の人たちが参加し、大変な盛況である。芸能祭の実施に当たっては分館運営委員で芸能祭実行委員会組織し、ここで計画案をしっかりと協議して実施の運びとなる。当日は会場校の協力ももちろんおこなうが、運営は総て実行

委員会の反響をもち、次年度の方向がある程度定められる。なお当地区の能生町民謡保存会の『越後線踊り』がきたる十月浦和町でおこなわれる東浦ブロックの民俗芸能大会、県代表として出演することになっており、地域のの人たちにも、これらの人たちが出演者として、一日を過ごすお祭りとして、エニシニテ、つくり

この芸能祭に参加される保存会やグループの方たちは公民館をつかって定期的に研修しているが、地域婦人會では練習の機会もあつてくれないので、婦人学習會等によつて学んだものをそれぞれの部室をつかって練習に努めている。芸能祭終了後は実行



モチつき大会

委員会として、反響をもち、次年度の方向がある程度定められる。なお当地区の能生町民謡保存会の『越後線踊り』がきたる十月浦和町でおこなわれる東浦ブロックの民俗芸能大会、県代表として出演することになっており、地域のの人たちにも、これらの人たちが出演者として、一日を過ごすお祭りとして、エニシニテ、つくり

この芸能祭に参加される保存会やグループの方たちは公民館をつかって定期的に研修しているが、地域婦人會では練習の機会もあつてくれないので、婦人学習會等によつて学んだものをそれぞれの部室をつかって練習に努めている。芸能祭終了後は実行

新発田市米倉地区公民館

新発田市の地区館になってきた年、若砂糖・つひる物なすを買いました。館長・世話役、四が、とも四万円の予算は、はため名のスタッフで頑張つています。

私達の地区館は五部で構成されています。何より白糠なのは、近くに三王子馬や加川がひかえっていることです。

所在地大塚には、倉小学校があり、米倉地区は農村地帯といつてもほとんど、の人が勤めに出ており、農業との兼業で休日や駐夕に出畑に行っているのが現状です。

も打ち合せ、そいつを算で餅米・砂糖・つひる物なすを買いました。館長・世話役、四が、とも四万円の予算は、はため名のスタッフで頑張つています。

そこで二人百円の参加費、餅米代、砂糖・きな粉代と、集めることにしました。いやた、五百円でも金を集めることには、お祭りがありました。それより金を集めることによって参加人員が少なくなり、はた、それ心の中、心配をかくすことができなかったようです。(後での反響の談話です。)

い、五百円に、愛するより、生むがよし、参加者はなんと二百人、親子レクの終った後の顔、スタッフは、もあ、子供・親、ともに楽しかったの連発。そこで、龍巻発言「楽しい顔を見れるなら準備等の苦勞を考えるのは、め、」一同大賛成の声。

子供達の思い出作れる公民館、みんなの広場の公民館、そして地区住民一人一人、私達の公民館であることをモットーとして頑張っています。

以上が米倉地区公民館です。説明不足所が、い、思いますが、お許しください。一つクダス、手品、餅つき大会、私一つを肌、感じながら、よ、の協力がなければ、二月二日、(新発田市米倉地区公民館世話役 小野 平三)

百円で大成功・親子レク

そんな日々を過ごしているお母さん方を対象にして何か公民館でやれることはないものかなと、館長・世話役の会議のたびに話題でした。そんなある日、市の中央公民館の理想レクミーションが、市の方からお手伝いや計画書、約束書、実施することになりました。それにしても不安でした。テーマは、クダス、手品、餅つき大会、私一つを肌、感じながら、よ、の協力がなければ、二月二日、(新発田市米倉地区公民館世話役 小野 平三)

小千谷市片貝公民館

片貝町は小千谷市の城北端に位置し、世帯数一、四九〇、人口六、五〇〇、町内数二六を行する田・圃人合に居られるように組織された静かな町です。越路町界の山頂から東方を望むと、蛇行する信濃川の流れ、東山連峰、長岡の市街地を一望できる地でもあります。

その昔、職人町として栄えたと いわれる片貝町も、社会状況の変化、生活環境の都市化から、勤め人の多い町へと変わってまいりま

す。悩みをかかえながらも、時代に即応した活動を基本方針として、公民館活動をすすめているところであります。

小(屋)で教鞭をとり、子息教育に偉大な功績を築かれた諸先生の墓が仲使山の一角にあります。……この度、諸先生方の遺徳を偲び「第五回教育感謝祭」を開催いたします。多数の方々の御参加をお待ちしております。

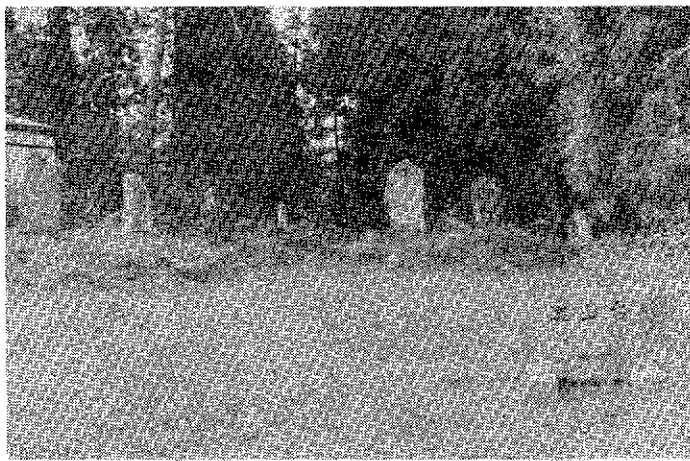
ユニークな教育感謝祭

町民あげて遊山台につどよう

「ユニークな祭事として「教育感謝祭」をあげることが出来ます。

片貝は昔から教育の盛んな町として知られ、今から三百年ほど前、村塾「朝陽館」(後に耕読堂となる)を設立し、教育を施し、近郷近在から多くの人達が学んだ地でもあります。この地で教鞭をとった諸先生方限る遊山台は、当時、教えを受けた村人が先生方の徳を偲んで立てた墓所があるところであり、片貝町の誇りの場となっております。

遊山台・郷学諸先生の碑



片貝公民館主催による教育感謝祭は、毎年九月に開催され、今年で六回を数えます。

教育感謝祭開催(二案内)

謹啓、新秋の候貴族如何お過ごしでしょうか。お伺い申すに、片貝町公民館の昔、朝陽館、耕読堂(寺

記

一、日時 九月二十八日(後二時)

一、場所 仲使山遊山台(湯遊山台)に眠る先生方

酒井石内先生 在館四年

朝陽館初代 寛政二年没

菅沢北原先生 在館九年

朝陽館二代 寛政九年没

皆川葵園先生 在館十年

朝陽館三代 文化十年没

鶴田東基先生 在館十六年

朝陽館四代 文政十一年没

榎井豊山先生 耕読堂初代

朝陽館五代 安政二年没

遊野柳所先生 郷学七代 耕読堂二代

在館二年 没年不明

丸山貞行先生 片貝小学校 長 昭和六年没

在館二十二年 明治元年没

案内文にみられますように、片貝の人達がいつか当時の先生方を想い、偲び、この地を大切にしたい。

祖先から引継いだ教育の伝統を守ろうとしているかかわらうと思えます。

教育感謝祭片貝は、市の有識者を始めとして多数の町民各位、片貝小・中学校の生徒の出席を得て盛大に意義深く開催されます。

小・中学生からは、郷土の歴史を学ぶ絶好の機会とすると共に、学校では、生徒を引率し折々遊山台を訪れ教育の歴史に触れているところであり、誰となく墓所を清掃し、花をいけてある姿に片貝町民の感謝の念がこめられているのであります。

片貝公民館としては、片貝の伝統ある教育の町を誇ることなく、教育感謝祭を引継ぎおこなうと共に、今も残る先生方の教えや、祖先に感謝する気持ちを大切にし、新しい時代の教育を思考しながら、公民館活動を展開してゆきたいと思っております。

(文責 片貝公民館)

公民館の目的と理念

1. 公民館活動の基底は人間尊重精神の展開
2. 公民館活動の核心は生涯教育態勢の確立
3. 公民館活動の目標は住民自治能力の向上

「公民館のあるべき姿と今日的指標」より要約

